

(4) その他

(ア) 見直しサイクル

1) 概説

○都市計画道路の見直しは10年ごとに行うとしている地方公共団体が半数程度である。

都市計画道路の見直しのサイクルは、10年ごとに行うとしている地方公共団体が半数程度である。埼玉県は、5年ごとに見直しを行っている（事例 4-1）。その他にも、都市計画マスタープランの検討に合わせて見直す（奈良県など）、地域の事情に合わせて見直す（神奈川県、山梨県、鳥取県、愛媛県など）としている地方公共団体がある。

2) 事例

事例 4-1：埼玉県「5年ごとの見直し」

埼玉県は「都市計画道路の検証・見直しは、今後の社会状況の変化等に応じ、原則として、概ね5年ごとに定期的に行うものとする。」としている。

都市計画道路の検証・見直しは、都市計画に関する基礎調査（※注1）等を踏まえ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（※注2）に基づき、概ね5年ごとに継続して取り組む必要がある。

【※注1：都市計画に関する基礎調査】

- ① 県は、都市計画区域について、概ね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査を行うものとする（都市計画法第6条）。
- ② 県又は市町村は、都市計画に関する基礎調査等の結果、都市計画を変更する必要性が明らかになったときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない（都市計画法第21条）。

【※注2：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

- ① 都市計画区域については、都市計画に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとし、方針には、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものとする（都市計画法第6条の2）。
- ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針においては、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向は定められることが望ましい（都市計画運用指針Ⅲ-2-4）。

出典：都市計画道路の検証・見直し指針（平成25年6月埼玉県）

(イ) 市民への公表・意見反映

1) 概説

○半数程度の地方公共団体は、都市計画道路の見直しガイドラインの中で、市民への公表・意見反映について言及している。

半数程度の地方公共団体は、都市計画道路の見直しガイドラインの中で、市民への公表・意見反映について言及している。市民への公表・意見反映を見直しの出来るだけ早期の段階から行うことが望ましいとしている地方公共団体（北海道、群馬県、静岡県、兵庫県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県など）もある（事例 4-2）。

2) 事例

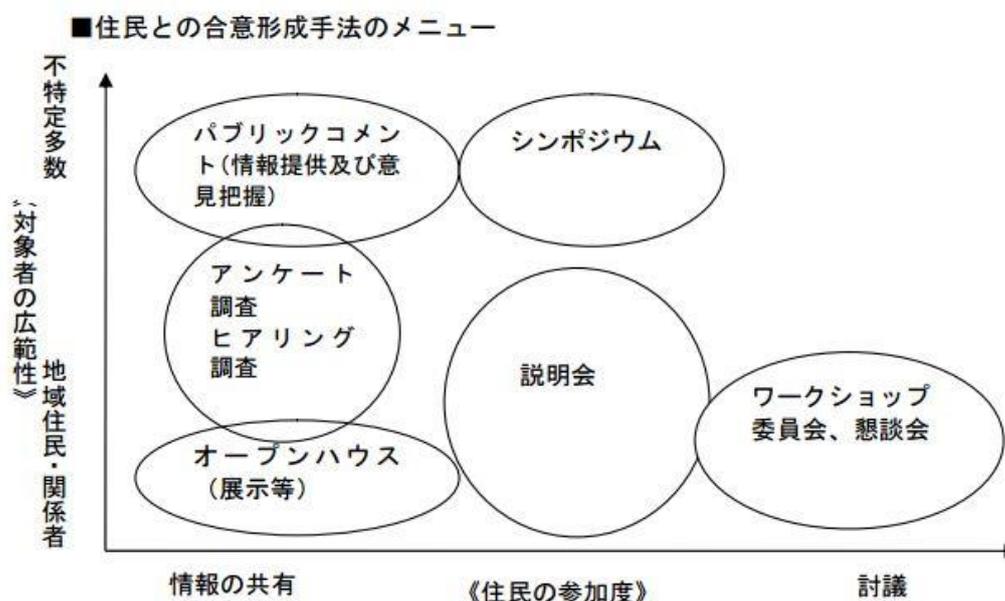
事例 4-2：群馬県 「各段階における住民への情報提供や意見聴取」

群馬県は「住民への情報提供や意見聴取は、早い段階で住民意見を聴くことにより住民ニーズや意見を取り入れることができることから、当初から実施することを原則とする。特に道路機能で都市計画道路の必要性を評価する場合、住民がこういった項目を重要視しており、また、その理由はこういったことなのかを把握することにより、総合評価において住民の意見を踏まえた、よりの確な判断が出来るものとする。」として、見直しの各段階全てで原則として住民への情報提供や意見聴取を行いながら進めることとしている。

(1) 住民との合意形成手法メニュー

イ) 住民との合意形成手法の特性

都市計画道路の見直しについての住民合意形成は、まず、住民に何を聴いて、それをどう計画に反映するのかを明確にした上で、関係する住民の範囲を検討し、最も適切な方法で実施することが必要である。合意形成の方法には様々なものがあり、対象者の広範性、住民の参加度の視点でいくつかの方法を整理すると次のようになる。これらの手法の中から、地域の実情にあわせて選択する必要がある。



出典：都市計画ガイドライン（平成25年7月群馬県県土整備部都市計画課）

群馬県の合意形成手法の概要

合意形成手法	概要	対象者	特徴
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しに関する情報等を広範な住民に伝えたとともに、意見を把握することを目的に、各種の媒体を活用して実施する。 ・情報提供は、文章、写真、図などでわかりやすく示す必要があり、その媒体としては、市町村広報、パンフレット、ホームページ、担当課での閲覧、新聞等へのチラシ配布等がある。 ・提供した情報に対する意見を把握する方法として、郵便、電話、FAX、メール、担当窓口等がある。 	関係する全ての住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報媒体によって、対象となる範囲や即時性等が異なることから、いくつかの方法を組み合わせることで、広域から地元まで広くカバーできる。 ・提供する情報をわかりやすく表現する必要がある。
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の中から対象者を抽出し、対面あるいは書面やインターネットを介して聞き取り調査を実施し、住民等の意見の傾向を把握する手法。 	広域から沿線住民まで状況に応じて対応可能	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲の住民等を対象に意見の傾向を効率的に把握することができる。 ・感覚だけで答えさせるのではなく、パンフレット等をはじめとして、見直しの情報を十分影響し、回答者が理解したうえで設問に答えられるようにする必要がある。
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しに関係する地域の主要な人物を対象に面談等を行い、地域の状況等を把握する。 	沿線自治会等の関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の詳細な情報を把握することができる。 ・地域住民の代表者からのヒアリングになることが一般的であり、このため、代表者が地域の意見を把握した上で参加することが必要である。
オープンハウス(展示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルの展示やリーフレット等の資料の配布により、情報を提供する場。担当の行政スタッフを配置することで、住民等からの質問に答えることができる。 	沿線住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフと住民が一对一对話できるため、大勢の前で発言することを恐れる住民等の参加を促進することができる。 ・参加者は都合のよい時間に立ち寄ることができ、必要な情報のみかいつまんで得ることができる。
シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しに関するテーマを設定し、基調講演やパネルディスカッションを開催する。 	関心のある人すべて	<ul style="list-style-type: none"> ・広く住民等の関心を喚起して、見直しの内容に関する認知を高めることができる。 ・コメントカードなどを用意することで、参加者の意見を把握することができる。
説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの内容を説明する集会。 	開催会場周辺の住民	<ul style="list-style-type: none"> ・最も一般的に行われている方法。 ・関係する住民に直接説明することができる。 ・参加者は発言できるが、発言者数や発言時間が限られることから、双方が議論することは難しい。 ・行政からの一方的な説明とならないよう留意する必要がある。
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・関心のある人が集まり、協働作業や話し合い等の諸活動を行う。少人数(5～10人程度)のグループに分かれて議論や作業をする方法が一般的。 	関心をもち、参加意識の高い住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者相互の意見交換を通じて多様な視点を共有化させ、協働作業を通して創造的な解決に導く、集会のリーダー(ファシリテーター等)が必要。 ・参加者の自発的な発言や自由な意見を引き出すことで、課題への対応策などを期待することから、進行シナリオに基づいて進めるのではなく、柔軟な対応が必要。
委員会・懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、住民代表、行政等の委員により議論する。 	関係する住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の代表者に限定された議論の場となるため、代表者が地域住民の意見を把握しておくことが必要である。 ・学識経験者等の第三者が参加することにより、公平な立場からの意見を期待することができる。

出典：都市計画ガイドライン（平成25年7月群馬県県土整備部都市計画課）

(2) 留意点

○ 合意形成手法選定前の準備

住民に何を聴いて、それをどう計画に反映するのかを明確にした上で、関係する住民の範囲を検討し、最も適切な方法で実施することが必要である。

○ 住民への説明・協議

住民への説明、協議については、住民の関与の仕方によっていくつかの方法があるが、標準的には、住民説明会の開催が一般的である。また、委員会や懇談会形式で意見を把握する方法も考えられる。それぞれに特徴があることから、見直し路線の状況に合わせて適正な方法を検討することが必要である。また、比較的広範な住民に情報提供し説明する方法として、シンポジウムの開催、オープンハウス（特定の場所でのパネル展示や資料配布）といった方法もあり、これらを組み合わせることも検討する必要がある。

○ 住民意見の調査

調査コストの低廉性やとりまとめの容易性などからアンケート調査を実施することが多いが、調査範囲によってはヒアリング調査のほうが効率的な場合もあるので、調査範囲等を考慮して調査方法を選択する必要がある。

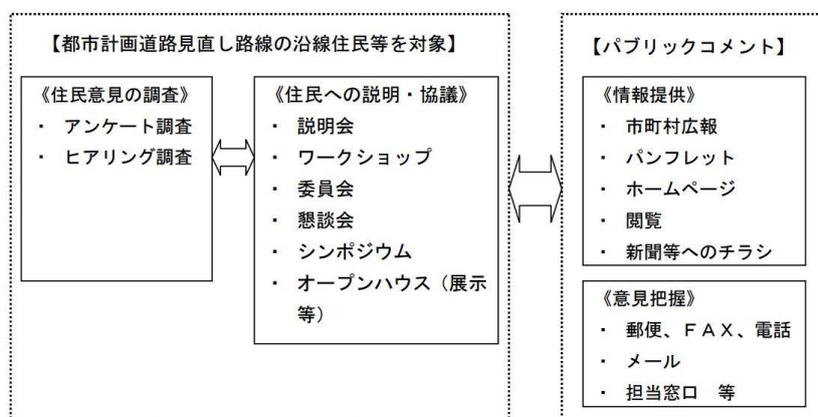
調査範囲については、当該路線が広域路線か特定地域に限定した路線かといった路線の性格を考慮して設定する必要がある。

○ 情報提供と意見把握

市民説明会や委員会等での説明等とあわせて、幅広い住民等に情報提供する方法として、市町村広報、パンフレット、ホームページ、指定場所での閲覧（市町村内の情報公開場所、公民館等）、新聞等へのチラシ掲載などの方法がある。それぞれ情報の分量が制限されるため、詳細な情報提供は困難であり、また、印刷物は発刊時期が制限されるため、タイムリーな情報提供には適さない。

これらの情報提供とあわせて、郵便、FAX、メール、電話、担当窓口等による意見把握を行うことが必要である。

■合意形成手法の相互関係



出典：都市計画ガイドライン（平成25年7月群馬県県土整備部都市計画課）

(ウ) 広域行政としての都道府県の役割

1) 概説

都市計画道路の見直しにおける都道府県と市区町村の役割分担について、以下の2つに分類できる。

- ・ 都道府県が主体的に見直しの検討を行い、市区町村と調整
 - ・ 市区町村が都道府県道も含めて主体的に見直しの検討を行い、都道府県と調整
- 各都道府県のガイドラインに記載されている役割分担は表17の通り。

表17 都市計画道路の見直しに係る都道府県と市区町村の役割

都道府県	役割(検討主体)			市町村が検証主体の場合の 道府県の検証への関与状況
	都道府県が主体的に見直し 候補路線を検討	市区町村が見直し候補路線を 検討(都道府県は支援・調整)	記載なし	
北海道		●		結果の報告を受けている
青森県		● (各都市の地域特性等を考慮 する必要があることから市町 村が主体となった取組が重 要。県は見直し推進に協力。)		
岩手県			●	結果の報告を受けている
宮城県			●	
秋田県		●		結果の報告を受けている
山形県	● (県の検討の後に、各市町 村が個別の地域特性により 見直し検討を実施)	● (県の検討の後に、各市町 村が個別の地域特性により 見直し検討を実施)		
福島県		● (見直し検討は県、見直し計 画の作成は市町村で県は見 直し計画の協力及び助言)		市町村と共同で実施
茨城県			●	県が積極的に見直しに参加
栃木県	●			
群馬県		●		市町村が開催している検討会 等に構成員として参加
埼玉県	●			
東京都			●	
千葉県		●		市町村から協議を受けている
神奈川県		●		結果の報告を受けている
山梨県	● (県管理区間においては県 が見直しを行い、その他の 区間については各市町村が 見直しを行うものとし、県は 市町村の見直しにおいて広 域的調整等の支援をする)			市町村が開催している検討会 等に構成員として参加
長野県		●		市町村から協議を受けている
新潟県		●		将来交通量推計等を行うこと で市町村の取組を支援
富山県		●		市町村から協議を受けている
石川県		●		市町村が開催している検討会 等に構成員として参加
岐阜県		●		市町村が開催している検討会 等に構成員として参加
静岡県		●		市町村から協議を受けている
愛知県			●	
三重県		●		結果の報告を受けている
福井県			●	
滋賀県			●	結果の報告を受けている
京都府		●		市町村から協議を受けている
大阪府	●			

都道府県	役割(検討主体)			市町村が検証主体の場合の 道府県の検証への関与状況
	都道府県が主体的に見直し 候補路線を検討	市区町村が見直し候補路線を 検討(都道府県は支援・調整)	記載なし	
兵庫県	● (県決定、市決定路線にかかわらず一定の評価を行い、地区固有の要素を踏まえ見直しの可否を判断。一定評価は県、地区固有要素による検証は市町が中心となって実施)	● (県決定、市決定路線にかかわらず一定の評価を行い、地区固有の要素を踏まえ見直しの可否を判断。一定評価は県、地区固有要素による検証は市町が中心となって実施)		
奈良県	●			
和歌山県	● (県は広域的な観点から地域間道路の見直しを主体的に行う。市町はまちづくりの主体として、地域内道路の見直しを主体的に行う)			広域的な観点からアドバイスしている
鳥取県	●			
島根県			● (見直しフローで共同作業と示されているが具体の記載なし)	市町村と共同で実施
岡山県			● (ガイドラインは岡山県が都市計画道路の見直しを行う場合のアウトラインとして策定。)	結果の報告を受けている
広島県	● (市町の意見を踏まえ、①複数の都市圏域にまたがり広域的な調整が必要な路線、②広島県が主体となっている計画、事業等に関する路線、③それ以外のその他路線については市町に対し、的確な見直しが進められるよう助言、支援を行う。)			市町村が開催している検討会等に構成員として参加
山口県		●		結果の報告を受けている
香川県		●		市町村から協議を受けている
徳島県	●			
愛媛県		●		市町村から協議を受けている
高知県		● (まちづくりの主体である市町が県と協力して見直しを進める。)		
福岡県	●			
佐賀県			●	市町村から協議を受けている
長崎県			●	
熊本県	● (見直し主体は関係市町を基本とするが、国あるいは熊本県によって整備が行われることが明確な路線及び区間は検討路線から除外。)			
大分県			●	
宮崎県		●		市町村が開催している検討会等に構成員として参加
鹿児島県		●		市町村から協議を受けている
沖縄県	●			

【都道府県が主体的に見直しを検討している事例】

大阪府が定める路線については、府が「大阪府都市計画道路見直しの基本的指針」に基づき見直しを行い、市が定める路線については市が指針に基づき見直しを行っている。

その他に、埼玉県（事例 4-3）や和歌山県、兵庫県等で、県及び市町村の役割についての具体的な記載がある。

和歌山県は、県は広域的な観点から地域間道路の見直しを主体的に行うこと、市町はまちづくりの主体として、地域内道路の見直しを主体的に行うことを記載している。

2) 事例

事例 4-3：埼玉県 「県と市の役割分担」

埼玉県の役割分担は下記の通り。

- 県の役割

- 県決定路線の検証・見直しを行う。
- 市町村が行う市町村決定路線の検証・見直しを支援・協力する。
- 県決定路線の検証・見直しに当たり、交通量推計など総括的に行うことが必要な定量解析を行う。

- 市町村の役割

- 県が行う県決定路線の検証・見直しを支援・協力する。
- 市町村決定路線の検証・見直しを行う。

記載の背景として、法改正についての説明がされており、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法：平成23年8月2日施行）（第2次一括法：平成24年4月1日施行）」により、都市計画道路について、以下のとおり県から市町村に都市計画の決定権限の移譲が進んだことがあげられている。

- ① 市が決定する都市計画における県協議が、同意を要しない協議となった（都市計画法 第19条）。
- ② 県が決定する都市計画道路が、「道路法に規定する一般国道又は県道、及び、その他の道路で車線の数4以上のもの又は自動車専用道路であるもの」から、「道路法に規定する一般国道又は県道、及び、その他の道路で自動車専用道路であるもの」となった（都市計画法施行令第9条）。

出典：都市計画道路の検証・見直し指針（平成25年6月埼玉県）